

(第十六部)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第四十一号

(四二五)

昭和二十三年六月二十二日(火曜日)午後一時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○國有財産法案(内閣提出、衆議院送付)

○旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求める件(内閣送付)

○委員長(黒田英雄) それではこれは先ず委員会を開会いたします。本日は先ず所得税法の一部を改正する等の法律案を議題にいたしました。御審議をお願いしたいと思います。すでに提案理由の説明はあつたのでありますから、御質問のおありの方は御質問を願ひたいと思ひます。

○西川基五郎君 先ず最初に伺ひたいと思ひますのは、今回の改正によりまして、取引税とかいろいろの税法もできまして、相当徴収に手数が掛かると思ふのであります。それにつきまして、現在最近この財務局と税務署の増加もありませんが、これだけのいろいろな煩雜なる手数を要しますものに対して、現在の徴税員、徴税の税務署の方々が大変少いという話であります。將來この所得税の改正によつて徴税に要するところの人員はどれくらいであるかということを一應承りたいと思ひます。

○政府委員(阪阪實) お答えいたします。現在五月一日の調べによりますと、定員が七万一千人でございます。それに対しては五万人でありまして、二万一千人ばかり不足をいたしておる状況でございます。で、最近の状況を見ますと、なにかその税務の方へ人を寄せるということは、待遇その他の関係或いは仕事の性質から見まして、なにか困難な面もあるかと考えております。できるだけ民間における経験者であるとかいうような者も採用しております。直ぐに二級官にするというような相当経験を採用いたしております。又新しく学校を出ました者につきましても、できるだけ採用に努力をいたしておるのであります。これは税務職員の待遇の問題もありませんので、それらにつきましても、今回の職階制を実施する場合には、税務職員については相当優遇をするという方向になつておることは御承知の通りでございます。それで將來の問題であります。今後取引高税ができて、又本年の税収二千六百億もなかなかその徴収については容易でないと思ふのであります。その点につきましても、我々いたしましては先ず新らしい職員の採用について努力することを見るところによりまして、同時に私達のなる官吏というものが道徳ながら少い

のであります。例えば今から七、八年前のことを考えますと、誠にその点について遺憾な点があると思ひます。で、御承知のごとく昨年度高等財務講習所を設けまして、それが税務において相當の経験を積んだ者を目下訓練しておるのでございます。それが大体二年間という予定になつておりました。が、それをできれば今年の終り頃には第一線に出て貰つたらどうかというやうな考えを持っております。それが一つと、それから今度今年には財務講習所であるとか、或いは財務講習といつたやうなものについて特に力を入れて、或いは通信教育制度を開催いたしまして、或いは短期講習会を強力に実施するといふようにいたしまして、できるだけこの事務に練達なる者を養成して行くという方向へ、その方に重点を置くべきではないかと考えておるのでございます。尤も新しい職員を採用するにつきましても努力はいたしますが、何を申ししても、今申すやうな訓練制度を強化しまして、優秀な税務官吏を沢山作つて行くという方向に向いて行くならば、私の考えでは現在の七万一千人という定員をもう少しのものでないかと考えておるのでございます。目下のところこの定員だけを増加しようというやうな考えは持つておりません。むしろ有能な、職務のよく分つた優秀な税務官吏を以てできるだけ充てる、こういう方向に考えておる次第でございます。

○西川基五郎君 ちよつとお伺ひしたいですが、昨年から大分財務関係の方々の俸給が悪いとか待遇が悪いというように申しますが、どういふ関係で悪いのでしょうか。

○政府委員(阪阪實) それは結局税務の特質によるところが相當あるのではないかと考えられます。或いは言葉が過ぎるかも知れませんが、仕事は嫌だと言つては悪いですが、そういう方面の仕事がありますところへ持つて来て、御承知のように、最近給与制度といふものは全官吏一体となつておりますので、例えば特に税務官吏だけ早くするとか、或いは職階をよくなるというやうなことはなかくできかねる状況でございます。併し昨年以來の税務特別手当を御承認願つております。又今度職階制において、例えば一割なり或いは二割なり相當優遇されるということになりますと、必ず集まつて来る、又仕事をしておるというやうに考えておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 ちよつと質問したいのですが、今地方の税務署には随分年齢の若い、二十一二というやうな税務官吏がいます。大体平均年齢とか、或いは二十五才以下の年齢の人がどれくらいあるといつたやうな調査はできておられますか。

○政府委員(阪阪實) 多少資料は古うございますが、昨年の十月一日によりますと、これは本官だけの三級官、二級官の問題であります。そのときは実人員が一万人九千人といふものであります。これをどうにか採

のは雇員も皆入れましたものでございまして、これは本官だけでございまして、いわゆる實際徴税権を持つてやつておる職員でございます。それが一万九千五百人ありました。その中で二十歳未満の者が千四百七十七人、二十歳から二十五歳までが七千六百九十六人、二十五歳から三十歳までが三千九百二十四人でありまして、三十歳以下の者が六割六分程に相成つております。

○九鬼紋十郎君 その外にいわゆる雇員といつたやうな人があつたわけなんです。非常に年齢が若いので、實際の社会情勢が十分に分つていないというやうなところがあつて、非常に態度に乱暴なところがあるし、或いは實際の所得といつたやうなものが十分に掴めないやうな嫌いがあるのではないかと思ひます。そういうたやうな点については、相當経験のある年齢も相當つて貰うようにして、收税の適正を図つて頂きたいと思ふのですが、そういうたやうな点についての政府の方の御意見は如何でしょうか。

○政府委員(阪阪實) その点につきましても、私達も常々留意しておるところでございます。が、おつしやる通り、どうしても経験も少く、視野の点についても遺憾な点があり、どうしても今おつしやるやうな点がありますので、そこで最前申しましたやうに、新しい職員を、つまり若い職員ということになります。これをどうにか採

のことは、昨年から大分財務関係の方々の俸給が悪いとか待遇が悪いというように申しますが、どういふ関係で悪いのでしょうか。

○政府委員(阪阪實) それは結局税務の特質によるところが相當あるのではないかと考えられます。或いは言葉が過ぎるかも知れませんが、仕事は嫌だと言つては悪いですが、そういう方面の仕事がありますところへ持つて来て、御承知のように、最近給与制度といふものは全官吏一体となつておりますので、例えば特に税務官吏だけ早くするとか、或いは職階をよくなるというやうなことはなかくできかねる状況でございます。併し昨年以來の税務特別手当を御承認願つております。又今度職階制において、例えば一割なり或いは二割なり相當優遇されるということになりますと、必ず集まつて来る、又仕事をしておるというやうに考えておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 ちよつと質問したいのですが、今地方の税務署には随分年齢の若い、二十一二というやうな税務官吏がいます。大体平均年齢とか、或いは二十五才以下の年齢の人がどれくらいあるといつたやうな調査はできておられますか。

○政府委員(阪阪實) 多少資料は古うございますが、昨年の十月一日によりますと、これは本官だけの三級官、二級官の問題であります。そのときは実人員が一万人九千人といふものであります。これをどうにか採

るといふことも必ずしも私は税務行政を円滑に執行して行くゆえんではないと考へておるのでございます。最前申しましたように、高等財務講習所であるとか、或いは現在ある職員を優遇して、而も短期講習であるとか、或いは通信教育制度を布くというようにして、できるだけ能率を高く、又摩擦の少いように円滑に執行できるといふように、数の充実にいうよりもむしろ質の充実にして行くことが、私は徴税成績を上げる上に一番大事ではないかと考へておるのであります。今年には特にその点について留意し努力して見たいと考へておる次第でございます。

○天田勝正君 第一條の中なのですが、ページで言つた方が分り易いからページで申しますが、八ページの最後から三行目に「同居親族」云々とありますが、これが非常にいつも問題になるわけなのですが、一体すべて個人々々が他の法律で、例えば民法とかで認められるようになって来たのに、この税の適用だけをどうしてこの同居親族を全部一緒に計算しなければならぬのか。それによつていろいろ実は弊害が起さなければならぬのであります。が、例えば地方で今一番困つておる教員などですが、その子弟を学校へ出すという、その子弟の給料が全部税金の増加によつて消えてしまふというやうなことになる、今頻りと教員が退職しつゝあるということになつておるわけなんです、そういう点を考へておるわけならぬか、そういうこと、それを全然一人前の独立した給料を取るやうになつた者は、各個人々々で計算するやうにした場合に、どれだけ國庫

の収入が減るのか、そういう点がお分りでしたらお伺いしたいと思ひます。○政府委員(脇阪實君) 所得税におきまして合算をするということにつきましては、この間大蔵省で官民その他経験者の方で御審議を願ひました税制懇談会におきましても相當な問題がございまして、又私達が接してあります可なりの方面において合算制度を止めてはどうかというやうな声を聞くのであります。又今御指摘のやうな、例えば農家の家族の一人が産業組合に出ていゝとか或いは学校の先生をしておるといふ場合に、著しく負担が重くなる、こういう声を突は聞いておるのでございます。併し今回の税制改正におきまして、原則として合算制度を止めるといふことは、外の法律では家族制度というものはなくなつておるのでござい

ますが、税の負担という面から見ますと、やはり原則としては、家族の数が同じであるならば、所得の多い方が負担力はあるのではないかと、又例えば雇当の所得でありますとか、或いは営業の所得でありますとか、或いは貸家の所得というやうなことになる、その間合算課税を止めるという点になりまして、負担の公正という点から見ても適當ではない、やはり所得税としては合算をするという趣向が當然であるというやうな考へで、今回改めることはしなかつたのであります。併しながら今御指摘のやうな問題のありますのは、主として勤勞所得の問題かと考へておるのでございます。それで

ありますので、今度改正をいたしました点が二つございまして、第一点について申しますと、従来事業所得がありまして、例えば農家なら農業所得がありまして、その中の家族の一人が学校の先生なり或いは産業組合へ出ておるといふやうな勤勞所得があつたやうな場合には、基礎控除は四千八百円しか認められておりました。ところが今度の改正で、その場合におきましても、事業所得について一万五千元、それから勤勞所得について一万五千元、合せて三万円基礎控除をするというやうに改めたのが一つでございます。それからもう一つは、これはこの点だけについて改めたわけではございませんが、基礎控除を御承知のごとく四千八百円から一万五千元に拡張いたしました。そういう關係で、この合算の問題も……全体としては合算を止めるということはいいたしませんでした、御指摘のやうな場合は相當軽減になるのではないかと考へております。即ちこれを例を以て考へますと、現在勤勞所得が三人、親と子供二人が勤勞所得があると

いうやうな場合でございますと、勤勞控除の二割五分がございまして、一万九千二百円から課税ということになります。それが今度の改正によりまして、六万円から課税ということになりますから、相當その間緩和されたのではないかと、こういうやうに考へております。それからもう一つは、例えば家が農家であつて、事業所得があつて、そして息子さんが一人勤勞所得がある、学校の先生をしておるといふやうな場合でございますと、現在でございますと、その勤勞所得の二割五分控除を入れますと、六千四百円から税金

が掛かることになつておりますが、今度の改正案によりまして三万五千元から課税ということになります。従いまして、その三万五千元なり、最前申しました六万円を引いた後に課税される、こういうことになりましたので、相當緩和されたのではないかと、かように考へておる次第でございます。○山田佐一君 船舶取得税というのはどのくらいでございますか。○政府委員(脇阪實君) 船舶取得税は実は國税ではございませんで、地方税になつておるのでございます。今回の地方税の改正では、私の記憶に間違ひなければ府縣としては一〇%、それから市町村として一〇%、合せて二〇%ではないかと考へております。○山田佐一君 さういふ私も聞いておるのですけれども、これはやはり國家の承認でやるのですか、地方の自治でやるのですか。○政府委員(脇阪實君) 今度は地方税法に規定されると考へております。○山田佐一君 地方税の方はこの委員会に掛からんわけでございますね。○政府委員(脇阪實君) さうでございます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。午後二時十三分速記中止。午後二時五十六分速記開始。○委員(黒田英雄君) 速記を始めさせていただきます。國有財産法案、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案を議題にいたしました、御質疑を伺いたいと思ひます。○中西功君 國有財産についての基礎的な問題ですが、終戦後國有財産につ

いては非常に大きな変化があつたと思ふのでありますが、大雑把に見てどのような変化があつたか。ここに國有財産種類別、区分別数量及び價格調という資料が来ておりますが、この大體の数字について、終戦後において起つた主なる変化について説明して頂きたいと思ひます。○政府委員(今泉兼寛君) お手許に大蔵省所管難産財産類調という統計表を差上げてございまして、その中に旧大蔵省所管財産といたしまして載つてゐる分が、いわゆる終戦前までの大蔵省所管として管轄しておりました、いわゆる收益財産である難産財産の總額であります。その後終戦によつて元陸海軍所管財産であつて、それが公用廃止によつて入つて参りました数量金額は、その第一の欄に載せてあります。元陸海軍所管財産の数量と價格が入つております。更にその次の欄の元航空局所管財産、それからその次の兵器等製造事業特別助成法に基づく財産、それからこの欄には載つてございませぬけれども、更に財産税によりまして物納された財産、これが終戦後入つて来た主だつた大蔵省所管の財産の大體のものになつております。そしてその中どれが一番大きな数量金額を占めておるか申上げますれば、申すまでもなく元陸海軍所管の財産であり、その次に続くのが物納財産でございます。陸海軍所管財産はここに書いてあります通り、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、船舶、鉱業権、こういったものになつておりますが、取分け非常に從來と変化がございしましたのは、船舶、機械器具、こういったものが殆んど前の旧大蔵省所管にはないもの

ようになつた者は、各個人々々で計算するようになつた場合に、どれだけ國庫

ますのは、主として勤勞所得の問題かと考へておるのでございます。それで

ますと、その勤勞所得の二割五分控除を入れましても、六千四百円から税金

○中西功君 國有財産についての基礎的な問題ですが、終戦後國有財産につ

は、船舶、機械器具、こういったものが殆んど前の旧大蔵省所管にはないもの

が非常に大きな数量金額となつて入つて参つたという点が非常な変化でござ

産というものの間に、内容の上において、即ちさつきいれたような意味ではなくして、取扱方法とか、或いはそれが持つ経済的な性質とか、そういう点について顯著な差異が現にあるかどう

○中西功君 そういたしますと、國鉄事業或いはその他政府の事業が相当あると思ひますが、そういうものはどこに區別されておるのでありますか。

○政府委員(今泉兼寛君) 今國鉄或いは通信或いは専賣、造幣等のいわゆる現業官廳でございしますが、これが持つておる財産は現在においてもやはり依然として公用財産ということになつて

りいわゆる収益目的に使うという場合には、一旦これを雜種財産という恰好に落して、そしてこれは大蔵省に引継いだ上に、大蔵省でこれを統一的にやらなくてはならぬ、これは終戦前においても終戦後においても同じでござ

ば、終戦前の旧大蔵省所管雜種財産としては、若干の土地建物と政府出資であるところの株式と、これが大蔵省所管のいわゆる雜種財産であつたんであり

○政府委員(今泉兼寛君) 只今お尋ねの性格にどういふふうに國有財産が終戦前と終戦後において變つたかというお尋ねであると思ふのであります。これが、これは全く一変したと申上げてよろしいと思ふのでございまして、元

一般會計から特別會計にどういふ財産を移すというふうな場合は、これは原則として有償というところに相成つておりますので、元陸海軍所管の財産で一旦大蔵省に來ましたものの中で、相当部分これらの現業官廳、殊に運輸省関係においては相當大きな財産が向うに

○政府委員(今泉兼寛君) 終戦前まで軍が勝手にその所管の國有財産をどうにもできたじやないか。今度終戦後になつて、大蔵省で統一的にやれるようになったのではないかと、こういうお尋ねであると思ひますが、その点はちよ

ういふことは申せざると思ふので、大蔵省に入つて参りましたので、現在においては、終戦前のちよげな財産を整理大臣として大蔵大臣が管理、処分しておつたのは非常に運つた、も

から船舶、軍工廠等によりつて物納有價証券、更に物納財産によつて物納有價証券といふものが非常に沢山入つて参つた。金額数量から申上げますれば、旧大蔵省所管財産といふものは現在大蔵省が所管しております雜種財産の中で

○中西功君 これは実に幼稚な質問なんです。終戦前にどういふふうに元陸海軍所管財産とか航空局所管財産とか、或いは大蔵省所管財産とかいふふうに分れておつたわけでありまして、これがやはり一應官有財産といひますか、國有財産といひますか、そういう点では一應同じだつたと思ふのであります。それでこの度終戦後になつて

○中西功君 そうしますと、終戦前と後と比較いたしましたら、今性格的の差があつたと言はれるのは、國有財産そのものについて大きな変化があつたこと、即ちその取扱について変化があつたということにやなくて、元陸海軍所管の財産は、公用財産であつたのが雜種財産に變つたというふうな点だけだと思ひます。私思ひますに、國有財産といふふうになつて行くために

○政府委員(今泉兼寛君) その点は、終戦前と終戦後の財産に対する運用方針その他は全く一変したと申してよろしいと思ひます。以前におきましては、こいつた軍用財産でございまして、軍事目的の一點張りで可なり無理なやり方もやつて來たように私考えておられますが、終戦後におきましては、これを一括雜種財産として大蔵省

○中西功君 それならば、新らしい憲法の通り民主的な方向へ日本が向つて行つて、今國有財産を管理しておる人々には、以前とは違つたというふうな点をどこに見出して、新らしい方法に照らして行こうとしてゐるのか、そういう点を私はお尋ねしたかつたのです。

○中西功君 これは実に幼稚な質問なんです。終戦前にどういふふうに元陸海軍所管財産とか航空局所管財産とか、或いは大蔵省所管財産とかいふふうに分れておつたわけでありまして、これがやはり一應官有財産といひますか、國有財産といひますか、そういう点では一應同じだつたと思ふのであります。それでこの度終戦後になつて

○中西功君 そうしますと、終戦前と後と比較いたしましたら、今性格的の差があつたと言はれるのは、國有財産そのものについて大きな変化があつたこと、即ちその取扱について変化があつたということにやなくて、元陸海軍所管の財産は、公用財産であつたのが雜種財産に變つたというふうな点だけだと思ひます。私思ひますに、國有財産といふふうになつて行くために

○政府委員(今泉兼寛君) その点は、終戦前と終戦後の財産に対する運用方針その他は全く一変したと申してよろしいと思ひます。以前におきましては、こいつた軍用財産でございまして、軍事目的の一點張りで可なり無理なやり方もやつて來たように私考えておられますが、終戦後におきましては、これを一括雜種財産として大蔵省

○中西功君 それならば、新らしい憲法の通り民主的な方向へ日本が向つて行つて、今國有財産を管理しておる人々には、以前とは違つたというふうな点をどこに見出して、新らしい方法に照らして行こうとしてゐるのか、そういう点を私はお尋ねしたかつたのです。

○政府委員(今泉兼寛君) その点は、終戦前と終戦後の財産に対する運用方針その他は全く一変したと申してよろしいと思ひます。以前におきましては、こいつた軍用財産でございまして、軍事目的の一點張りで可なり無理なやり方もやつて來たように私考えておられますが、終戦後におきましては、これを一括雜種財産として大蔵省

○中西功君 これは実に幼稚な質問なんです。終戦前にどういふふうに元陸海軍所管財産とか航空局所管財産とか、或いは大蔵省所管財産とかいふふうに分れておつたわけでありまして、これがやはり一應官有財産といひますか、國有財産といひますか、そういう点では一應同じだつたと思ふのであります。それでこの度終戦後になつて

○中西功君 そうしますと、終戦前と後と比較いたしましたら、今性格的の差があつたと言はれるのは、國有財産そのものについて大きな変化があつたこと、即ちその取扱について変化があつたということにやなくて、元陸海軍所管の財産は、公用財産であつたのが雜種財産に變つたというふうな点だけだと思ひます。私思ひますに、國有財産といふふうになつて行くために

○政府委員(今泉兼寛君) その点は、終戦前と終戦後の財産に対する運用方針その他は全く一変したと申してよろしいと思ひます。以前におきましては、こいつた軍用財産でございまして、軍事目的の一點張りで可なり無理なやり方もやつて來たように私考えておられますが、終戦後におきましては、これを一括雜種財産として大蔵省

○中西功君 それならば、新らしい憲法の通り民主的な方向へ日本が向つて行つて、今國有財産を管理しておる人々には、以前とは違つたというふうな点をどこに見出して、新らしい方法に照らして行こうとしてゐるのか、そういう点を私はお尋ねしたかつたのです。

○政府委員(今泉兼寛君) その点は、終戦前と終戦後の財産に対する運用方針その他は全く一変したと申してよろしいと思ひます。以前におきましては、こいつた軍用財産でございまして、軍事目的の一點張りで可なり無理なやり方もやつて來たように私考えておられますが、終戦後におきましては、これを一括雜種財産として大蔵省

に引継がれたわけでありまして、大蔵省といたしましては、これらの財産を最も刻下の急務である民生安定、或いは経済再建、或いは更に財政収入の確保、こういう面から総務大臣として総合的にこれを管理、運用或いは処分することができるようになつた。この点は以前とはまるつきり違つた性格を持つようになつたと考えられるのであります。

○中西功君 少しも違つていないでしよう。ただ軍関係のものを一應大蔵省管轄に移したというだけに過ぎない。それならば、以前だつて軍はこれを日本の国力発展のために使つておるのだと言つておつたと思つたので、そういう言葉だけなら同じだと思つた。それで具体的にどういふふうな点が違つておるか、こういうふうな新しいやり方をしておりますと、こういうものが何かなければならぬと思つた。ただ軍に軍関係のものを大蔵省関係に移して、それを民生安定のためにとか何とかいふような言葉は幾らでも使える、軍だつてもつとよい言葉を使つたかも知れんと思つた。それを私はお聞きしたいのです。

○政府委員(今泉兼寛君) その点は單に言葉の上だけでございませんで、現に大蔵省に引継いだ後の処分は、旧軍用財産であつた國有財産の処分は、連合軍側から勝手に処分してはいけないうという指令もございまして、当初の間はこれを正式に貸付たり正式に賣拂つたりすることが差止められておつたわけでございます。段々向うからそういつた関係も解除せらるることに相成りまして、現在においては、台帳價格において二十万円未満の財産、

それは土地、建物、立木竹に一應限られておりますが、土地、建物、立木竹で台帳價格が二十万円未満のものについては、大蔵大臣にその処分の権限が委されてございます。二十万円を超えらるものにつきましては、一々個別的に連合軍の方に申請を出しまして、その許可を受けた上でこれが貸付なり或いは賣拂いができるということに現在なつておるわけでございます。船舶につきましても大体同様の向うの包括的な承認を得ております。ただ機械と有價証券につきましては、有價証券は又別個の見地からですが、機械につきましても、賠償物件という大部分が賠償指定工場内にある機械であるという見地から、賠償の範囲がまだ決まらないう関係で、今包括的にこれを処分してよいという許可は得ておりません。それから株式につきましても、これは別個の見地から、完全に日本政府に或る程度包括的に任せるといふことは、いふことになつて、これ亦個別的に許可を得る必要が現在でもあるわけでございますが、そういつたふうに一應これを処分するといふことにつきましては差止められておつた関係もございまして、そうかといつてこれを放擲して置くといふことは、日本の民生安定の点、経済再建の点からいつても勿論好ましくない。放つて置きますと、段々盗難に遭つたり荒されたりするといふような面もございまして、この面につきましても逸早く、例えば官廳で使用するといふものについては官廳に対して一時使用を與へ、或いは引揚者、戦災者等の住宅に困つておるといふものにつきましても、公共團體なり或いは

引揚者の團體にこれを優先的に使わすといふことで、旧軍用財産轉用調というのに大体の項目だけ載せて置きました。戦災学校等につきましても、当該学校の申出等によりまして早速戦災学校等にこれを使わすという点で、この包括的承認が来る前におきましても、一時使用許可という行政処分によりまして、龐大な旧軍用財産を遊ばせて置くといふようなことのないようにするといふ面で鋭意努力して参つたやうな次第であります。幸い現在におきましては、先程申上げた土地、建物、立木竹、これについては或る程度包括的な権限が大蔵大臣に委せられておりますので、最近の國家の財政需要等も考慮に入れますと、國が必ずしも持つておる必要がないものにつきましても、これを処分して財政収入の有力な財源にするといふ点と、必ずしも財源の見地からのみこれを処分するのは適當でないといふものにつきましても、公共團體或いは学校その他の社会事業といった面にこれが活用を図るという点に意を用ひまして、單に言葉の上での民生安定なり或いは経済再建ばかりではございせん。その他水産業とか畜産業とか、或いは紡績とか製塩とか、こういうつた方面にも十分活用されておる状況でございます。

○中西功君 それで私はちよつと意見を述べますけれども、終戦後になつて非常に變つた点は二通りあると思つた。まず、マイナスの面を考えれば、一般に國有財産といふふうなものについて扱つておる人々の考え方が極めて無責任だつたと私は思ふのです。これを本當に立派に國有財産として保護して行こう、或いは本當に活用して行こう

といふふうな氣持よりも、むしろこれはどうでもいい、早く民間に拂下げてやつてもいいのだとか、或いは早く処分した方がいいとか、或いは一時の財政的な收支にこれを使つた方がいいとかいふふうなもので、無責任な考え方非常に多いと思つた。で、その点私達としては、國有財産である以上、而もこれは國民の財産であつて、それを大蔵省なり政府はとにかく代つて管理しておるのではありませんから、その点十分な行届いた氣持で以てこれを管理して行く、或いは運営して行くといふ点が非常に薄い。これは終戦後いろいろこの問題に絡んで起つて來た事件がよく示しておると思つたのであります。で、一つお聞きしますが、大蔵省として本當にここに挙げられた目録の國有財産について今まで実際に調査されたことを再調査されたかどうか。特にここに營林財産として森林、土地のあれがありまして、こういうふうなものを合帳の上だけでなくて調べられたかどうか。今普通と言われていることは、合帳の上の一町とあればそれは實際には三町も四町もあるというのが普通の見方です。それからこれは北海道でもどこでも具體的事実はありますが、これは國有財産だ、國有土地だといふのが大体向うじや知つておる。これを拂下げるとか、或いはこれを公共用に向うで使うといふ場合に、こちらに來て見ると帳簿に載つていない。いわゆる大蔵省の帳簿には載つていないといふふうな場合が多あると思つたのです。その点、これは昔もあつたのでしやうが、併し今は特に拂下げや処分が簡単に可能であるといふやうな事情も手傳つて、非常に乱雑になつておると

いう点は私顯著に見られると思つた。その一つの例として、今までにおいて、そういうものについて或る程度再調査して、實際合帳面と十分合せた、合帳と違つていたら訂正するとか、そういうことをなさつておるかどうか、それを聞きたいと思つた。

○政府委員(今泉兼寛君) 旧軍用財産につきましても、これは御案内だと思つたが、終戦当時の例の軍の指令等もございまして、元はちゃんとした台帳等を與測に合して作つておつたものがございまして、その後若干旧軍用財産に拂わつておつた者も大蔵省に送つて貰ひまして、地方の部局等も逐次整理いたしまして、なくなつた台帳の再検討、與測による再検討をすつと續けて参つておりますが、未だ所望の完全なところには至つておりませんが、全然なくなつた資料をこの龐大な、而も非常に各地に散在しておるものを完全なものに作り上げるのには、まだ若干の期日掛かるのじやないかと、思ひますが、大蔵省といたしましては、鋭意その点は指示の通り一日も早く與測と合して立派な合帳を作り上げることに今全力を擧げてやつておるやうな次第でございます。

○中西功君 では、それはやられる氣持はあるかと思ひますが、我々が実情を見ますと、現実はそうじやなくして、ます／＼反対の方向へ行つておるといふやうな氣がします。具體的にもう一つ聞きますと、以前の皇室財産で今國有財産といふことになつておると思ひますが、これが一つの例を引きますと、神宮の持つておつた学

おると思いますが、これが一つの例を  
引きますと、神宮の持つておつた学

のも、十分一定の法律に従つて特に國有財産として処分する、整理する、保護するといふことがなされなければ、今起つておるようないろ／＼の不正取引的なものは結局なくならんと思ひます。そういう点はこれは勿論大きな問題でしょうが、政府として今どんな考え方を持つておるか、ちよつとお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 今度の國有財産法の全面的改正の際にも、そういうつた物品的なものも含めてこの法を制定すべきじゃないかというような意見もございましたので、一應は研究いたして見たのでございますが、國有財産法をそこまで廣くやることは、國有財産法本来のあれからいつてどうも適法でない、見当物品については、勿論

會計規則というものでその管理処分の方法を規定する。適正を期するやうな法規がございませう。必ずしもこれを國有財産法にやつたから適正に行くとも考えられませうので、この次の問題としては、全般的な會計規則或いは會計法、財政法、部網羅した面で、一應の研究問題として尙進めて参りたいと思ひますが、今回の改正法からはそこまで廣くこれ採入れるということは、実益の点、それから余りに廣汎になつてしまつて國有財産本來の面目が薄らいでゐる、こういう点で、動産については、新たなる見地から一つこれを研究しようじやないかということに相成つてゐる次第でございます。

○中西功君　そういう点で私は國有財産法自体に不備があると思ひます。うういふ不備が實にいろいろの問題を惹起すると思ふのであります。この点は突

我々としては眞剣に考へて貰わなければ困る。終戦後に國家の所有に帰したものは、ここに採上げられた財産だけじゃなくて、もつと膨大なものがあつたと思うのであります。實際には帳簿にさえ載らんみたいな形で、それがなくなつてしまつておるといふふうなところに、今まで非常な欠陥があつたと思ふのであります。それは大きな問題として今後考へて貰うということにいたしまして、第三條の行政財産と普通財産とに分離された中で、皇室用財産が突は行政財産に入つております。この皇室用財産にはいわゆる行政財産として挙げられ得るものもあると思ひます。併しこの中にはそうでなく、やはり普通財産に等しきものも沢山あると思ひます。これをこの行政財産の中に入れて現在の皇室用財産に入れられておるといふことは、結果においてどういふことになるかといふと、皇室には皇室用財産ばかりでなくして、その他のいわゆる世襲財産的なものと言われまふ個人的な財産もあると思ひます。又こういうふうなものからは多少の収益があると思ひます。これは皇室經濟會議なんかにおいても明瞭になつておる点で、皇室の収入は單に予算に載るだけじゃなくて、その他にも可なりあるわけでありまして、で、そういうふうには皇室の費用が二途になつておる、即ち國家予算に載るといふふうなこととから一定の支給をし、又それからいわば管理しておるといふふうな面、個人財産的な収入といふものの實際に収入の面でも二つあるので、それならば皇室財産というので一括しておられるもの、この中で二つに分けて両方に入れるというふうなことが、やは

り論理的に見て正しいのではないか、まあこういうふうに感ずるのですが、この点政府はどう考へておるか。  
○政府委員(今泉兼寛君) 現在はこの皇室財産の範圍を決める際は、皇室經濟會議の議を経て内閣がこれを決めるということになりまして、現在の皇室財産の範圍はそれによつて決まつておるわけですが、今度この法律が通りまふと、今の皇室財産の範圍をどういふふうにするか、それから將來皇室用財産を取得するやうな場合、或いは現在の皇室財産からそれを外して一般の財産にするやうな面につきます。それから一々今後は國會の議を経て、それは第十三條に規定してあります。そういうことになりまふと、從來とは大分違つた面が出て来るのじやないかと思ひます。  
○中西功君 それで皇室用財産について、これは異つた資料が今まで發表されておると思ひます。連合軍の方で發表したのを私達見ておりました。或いは今まで日本政府で發表したものが多少見ておりました。必ずしも数字が一致しないやうに思ふのです。それで一体日本政府が現に知つておる、又合帳に載つておるところの皇室用財産並びにその他皇室にまだ財産があるか、そういうものがどれだけあるか、ということですね、今日でなくても結構なのですが、私成るべく詳細に知りたいと思ひます。それを是非資料として伺つて頂きたいと思つております。

○政府委員(今泉兼寛君) 國有財産であるところの皇室用財産は今手許にございますが、この場で申上げてても大した項目にも上つておりません。十七ほどございますから申上げて見ましよう。第一番に宮城、第二に赤坂離宮、ちよつとお断り申して置きますが、これは皇室用財産から現実に離れておりますが、最近の機会において正式に皇室用財産から離れることになつておりますが、一應手続が済んでおりますので、現在皇室用財産になつております。それから次は大宮御所、常盤松御用邸、高輪南町御用邸、葉山御用邸、沼津御用邸、那須御用邸、京都御所、京都御所も表の方は物納になつておりますので、いわゆる内門の中の部分だけでございます。それから次は修学院離宮、これは京都です。それから桂離宮、これも京都です。それから奈良の正倉院、それからこれは建物だけですが、皇太子殿下の東京御仮寓所、これは小金井にございます。それから下總御料牧場、千葉縣の三里塚にありまして、それから新濱鴨場、同じく埼玉縣、それから全國に八百五十九ヶ所ほどございます御陵墓、これが現在の皇室用財産に相成つております。  
○中西功君 そういたしますと、実は動産として皇室には相當いろいろあるといふことを聞いておるのですが、そういうふうなのは大藏省の方では全然分つていないわけですね。  
○政府委員(今泉兼寛君) 一應財産税を課税する際に一度調査したことがございまして、これも非常に評價の面で、御物等ににつきましてはこれをどう評價するかという問題もございまして、財産税評價の際一應の評価を出して、その上に財産税といふものを課税いたしたのですが、實際の金額がどのくらいになるかといふことは、評價によつて非常にまち／＼でございます。

し、その点で財産税の評価の際は、何が一点について幾らという仮の評価によつてやつたといふふうには私共聞いております。従つて例えば上野の博物館、それから奈良の博物館等においてすでに物納として納めた相當貴重なものが沢山ございまして、そういうものもを差引いたあとに、どれだけの金額のものが残るかといふことは、評價によつて非常にまち／＼でございます。それから、金額によつて大藏省で幾らになるかといふことは把握しておりません。  
○中西功君 それからさつきの赤坂離宮のいきさつについてちよつと説明して下さい。  
○委員(黒田英雄君) 速記を止めて下さい。  
○委員(黒田英雄君) 速記を始めます。  
○中西功君 九條の二なんです、特別調達院若しくはその役職員又は地方公共團體若しくはその吏員に取り扱われることができる、こういう二項が挿入されたのは、どういふ理由に基いて挿入されたのでありますか。  
○政府委員(今泉兼寛君) この二項の方でございますが、一項はいわゆる國有財産は各省大臣が各省々の長がこれを管理処分するといふことに相成つておりますが、實際に合帳を整備するとか、諸報告書を出すとか、こういうことになりましたので、大臣みずからがどういふこととては都合が悪いので、その点につきましては部局の長に分掌して諸報告を作らせ、或いは一定の権限を與えて管理処分させる、ということをお認めしておるわけ

であります。ところが、特別調達院につきましても現在その官廳と民間との何か中立的な性格を持つておりまして、嚴密に官廳という取扱ひにも現在なつておりませんので、その点で特別調達院を入れましたので、それから地方公共團體、これは從來は國の機關たる性格も一面持つておつたのであります。今同地方自治法の成立によりまして、國の機關たる性格はなくなつてしまつた、そういう關係でこれに國有財産事務を取扱わせるのは、やはりこつた一項目が要するといふので規定したのであります。  
○中西功君 特別調達院が若しこれを取扱うとなると、一体どういふふうな結果が起つて來、又現実にどういふふうな調達院がタッチしておりますか。  
○政府委員(今泉兼寛君) これは主として、例の終戦處理費で作りました兵舎であるとか住宅であるとか、或いは府縣をしてその建設なり管理なりをやらしておるわけでございまして、その元締は特別調達院が現在それをやつておる、こつたことになつております。この特別調達院に取扱はせるといふものは、今言つたやうな終戦處理費で建てた建物或いは買入れた土地、こつたものを予定しておるわけでございます。  
○中西功君 そうなりますと、終戦處理費で作つた兵舎の財産ですね、住宅とか兵舎とか、そういうものは、これは國有財産として編入するのである、か、しないのですか。  
○政府委員(今泉兼寛君) その点も、ちよつと速記を止めて頂きたいのです

入れるというふうなことが、やは

した項目にも上つておりません。十七

よつて非常にまち／＼でございます

分させるというのを認めておるわけ

が……

○委員(黒田英雄君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(黒田英雄君) それでは速記を始めて下さい。国有財産法並びに旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案につきましては、これを以て質疑終了といたして御異議ございせんか。

○天田勝正君 国有財産法の第十七條ですが、この国有財産調整審議会の構成ですが、これは国会と総理府、法務府、各省、会計検査院、最高裁判所、これだけに限定したということは先程いろ／＼お話になりました。そうして或る場合には一般には数字は発表し難いというような場面、一言にしていえば秘密主義な点も若干あるという意味からさうに限定されたか、むしろ民間から採る、或いはその他の大きな会社等の経理をよく知つておられる方から採つても、そういう人には公有財産については一向分らないというよう観点でこういうふうにお決めになつたか、若し今までに質疑があれば質疑があつたということだけお答え願います。

○政府委員(今泉兼寛君) 国有財産調整審議会に民間委員を加えてないやうであるが、それはどういつた理由かといふお尋ねかと思ひますが、実は当初はこの委員の中に国会議員——参議院、衆議院の若干名といふものを入れようにも予定しておつたのでござい

ことは、むしろ国会側の方から御辞退になつたのです。こういういきさつもございまして。それから一般民間の者をこれに加えたかどうか、いわゆる学識経験者として加えたかどうか、こういう意見も一應はございまして、大体民間委員としてこれに参画するといふことは、結局評價の問題であるから、評價の問題であれば、評價だけの問題にこゝろを集中した中央の審議会に議員を加えるよりか、実際に処分するところの財務局において、そういう評価の適正を期すればいい。先般来ちよつと申上げましたが、これには各財務局毎に国有財産評価協議会というものを置きまして、むしろ官側でありまして、幹事役は勤めませんが、民間側が主体となつて、勧銀とか、信託会社とか不動産会社の役員であるとか、そういう専門家が集まりまして、そこで評價さすということになつておりました。従つて官側はこれに加わらない方がよろしい。民間側の仕組によつて、政府の責任においてやつた方がよろしいといふことによりまして、ここには附け加えてないわけでありまして。

○委員(黒田英雄君) それではこれを以て質疑終了と見て御異議ありませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、財務局及び税務署の増設に關し承認を求める件、これを議題にいたしまして、御審議を願ひたいと思ひます。

○政府委員(金子一平君) 只今の御質問に対してお答えいたします。大蔵省といたしましては、更級、埴科の両郡の、丁度交通的には樺代が中心のな地点にございまして、屋代に税務署を設置したいということで御審議をお願いしております。只今篠ノ井の方面からむしろ篠ノ井の方に置いた方がいいのじやないかというふうな要望も出ておりますので、尙慎重に調査いたしますために、東京財務局に連絡いたしまして、目下調査中でございます。御承知置きを願ひます。

○委員(黒田英雄君) それではこの承諾を求むる件につきましては、後日又御審議を願ふことにいたします。本日はこの程度を以て散会いたします。午後四時十分散会

出席者は左の通り。

|    |         |
|----|---------|
| 委員 | 天田 勝正君  |
| 委員 | 伊藤 保平君  |
| 委員 | 黒田 英雄君  |
| 委員 | 玉屋 喜寛君  |
| 委員 | 西川 基五郎君 |
| 委員 | 山田 佐一君  |
| 委員 | 石川 準吉君  |
| 委員 | 尾形六郎兵衛君 |
| 委員 | 星 一君    |
| 委員 | 九鬼紋十郎君  |
| 委員 | 小林米三郎君  |
| 委員 | 高橋龍太郎君  |
| 委員 | 渡邊 甚吉君  |

|           |        |
|-----------|--------|
| 政府委員      | 中西 功君  |
| 大蔵事務局長    | 栗山 良夫君 |
| 大蔵事務第一課長  | 廣 實君   |
| 大蔵事務第二課長  | 金子 一平君 |
| 大蔵事務第三課長  | 今泉 兼寛君 |
| 大蔵事務第四課長  |        |
| 大蔵事務第五課長  |        |
| 大蔵事務第六課長  |        |
| 大蔵事務第七課長  |        |
| 大蔵事務第八課長  |        |
| 大蔵事務第九課長  |        |
| 大蔵事務第十課長  |        |
| 大蔵事務第十一課長 |        |
| 大蔵事務第十二課長 |        |
| 大蔵事務第十三課長 |        |
| 大蔵事務第十四課長 |        |
| 大蔵事務第十五課長 |        |
| 大蔵事務第十六課長 |        |
| 大蔵事務第十七課長 |        |
| 大蔵事務第十八課長 |        |
| 大蔵事務第十九課長 |        |
| 大蔵事務第二十課長 |        |

昭和二十三年八月十九日印刷

昭和二十三年八月二十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局